

市第 125 号議案

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

次のように精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定する

。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中区精神障害者生活支援センター	神奈川区神大寺三丁目1番12号	財団法人紫雲会 理事長 須藤 武彦	横浜市中区精神障害者生活支援センターの供用開始の日から平成35年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市中区精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）